

介護老人保健施設ひまわり 「在宅強化型」への移行について

2019/12/3

医療法人みやうち
介護老人保健施設ひまわり

理事長 野村 陽平
施設長 岩根 治郎

拝啓 時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。平素は、当グループの運営につきましては、格別のご高配を賜り深く感謝致しております。

このたび介護老人保健施設ひまわりでは、2019年12月1日より「在宅強化型」の老健として運営していくこととなりましたのでお知らせ致します。

厚生労働省から2017年の介護保険法改正により、介護老人保健施設の役割が「在宅療養支援」であることが改めて明確化されました。それ以降、当施設も在宅復帰・在宅療養支援に向けて運営努力を重ね、当施設の施設区分が「在宅強化型」という介護保険法で定められた算定基準を満たすようになりました。ちなみに施設区分の種類は5つあり、「超強化型」「在宅強化型」「加算型」「基本型」「その他型」です。

当施設は「在宅強化型」で在宅復帰・在宅療養支援機能が高く、上から2番目の上位区分施設となります。引き続き努力を重ねて参ります。

敬具